

## 【項目 2 ( 1 ) ( 国土交通省 ) 】

## ○鉄道事業法(昭和61年法律第92号)(抄)

### (目的)

第1条 この法律は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとするにより、輸送の安全を確保し、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

### (旅客の運賃及び料金)

- 第16条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 3 鉄道運送事業者は、第1項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 国土交通大臣は、第3項の旅客運賃等又は前項の旅客の料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該鉄道運送事業者に対し、期限を定めてその旅客運賃等又は旅客の料金を変更すべきことを命ずることができる。
- 一 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
  - 二 他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

### (事業改善の命令)

- 第23条 国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。
- 一 旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金（第16条第1項及び第4項に規定するものを除く。）又は貨物の運賃若しくは料金を変更すること。

### (権限の委任)

第64条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

### (運輸審議会への諮問)

- 第64条の2 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。
- 一 第16条第1項の規定による旅客運賃等の上限の認可
  - 二 第16条第5項の規定による旅客運賃等又は旅客の料金の変更の命令
  - 三 第23条第1項の規定による旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金又は貨物の運賃若しくは料金の変更の命令

### (意見の聴取)

- 第65条 地方運輸局長は、第65条の規定により、旅客運賃等の上限に関する認可に係る事項がその権限に属することとなった場合において、当該事項について必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。
- 2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。
- 3 前2項の意見の聴取に際しては、利害関係人に対し、証拠を提出する機会が与えられなければならない。

### (国土交通省令への委任)

第66条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

## ○鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)(抄)

(旅客運賃等の上限の認可申請)

- 第32条 法第16条第1項の国土交通省令で定める旅客の料金は、特別急行料金、急行料金その他の運送の速達性を役務の基本とする料金(以下「特別急行料金等」という。)であつて、新幹線鉄道に係るものとする。
- 2 法第16条第1項の規定により旅客運賃等の上限の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃(料金)上限設定(変更)認可申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
  - 二 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等の上限を適用する路線
  - 三 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等の上限の種類、額及び適用方法(変更の認可申請の場合には、新旧の対照を明示すること。)
  - 四 変更の認可申請の場合には、変更を必要とする理由
- 3 前項の申請書には、原価計算書その他の旅客運賃等の上限の額の算出の基礎を記載した書類を添付しなければならない。
- 4 鉄道事業者は、旅客運賃等を第2項第3号の上限の種類、額及び適用方法と同じものとする場合には、第2項の申請書にその旨を記載した書類を添付することができる。この場合において、国土交通大臣が法第16条第1項の規定による認可をしたときは、当該旅客運賃等について法第16条第3項の規定による届出がなされたものとみなす。

(旅客運賃等の届出)

- 第33条 法第16条第3項の規定により旅客運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃(料金)設定(変更)届出書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
  - 二 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合には、新旧の対照を明示すること。)
  - 三 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(旅客の料金の届出)

- 第34条 法第16条第4項の特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金は、次のとおりとする。
- 一 特別車両料金、寝台料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金
  - 二 特別急行料金等であつて、第32条第1項に定めるもの以外のもの
  - 三 座席指定料金その他の座席の確保に係る料金
- 2 前条の規定は、前項の旅客の料金の設定又は変更の届出をしようとする者について準用する。

(権限の委任)

- 第71条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。
- 五の二 法第15条第1項及び第2項の認可であつて次に掲げるもの
- イ 年間の旅客の運賃及び料金の収入額又は収入予想額(軌道事業を兼営する鉄道事業者にあつては、軌道事業による年間の旅客の運賃及び料金の収入額又は収入予想額を加算した額)30億円を基準として国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者に鉄道線路を使用させ又は譲渡する場合の使用条件又は譲渡条件に係るもの
  - 六 法第16条第1項の認可であつて次に掲げるもの
    - イ 前号イの告示で定める鉄道事業者の旅客運賃等に係るもの
    - ロ イに掲げるもののほか、普通旅客運賃、定期旅客運賃その他の基本的な旅客の運賃(旅客の運送に係る路線の長さ、直通運輸の実施の状況等を考慮して国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者(以下「特定旅客鉄道事業者」という。)にあつては、普通旅客運賃、定期旅客運賃、特別急行料金その他の基本的な旅客運賃等)に係るもの(軽微なものを除く。)以外のもの
  - 七 法第16条第3項の規定による届出の受理であつて次に掲げるもの
    - イ 前号に掲げるもの
    - ロ イに掲げるもののほか、適用する期間、区間その他の条件が付されているもの

七の二 法第16条第4項の規定による届出の受理

- 2 法に規定する国土交通大臣の権限（前項各号に掲げるものを除く。）で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。
  - 一 法第16条第5項の命令（国土交通大臣の認可又は国土交通大臣への届出を要する事項に係るものを除く。）
  - 五 法第23条第1項の規定による命令（国土交通大臣の許可若しくは認可又は国土交通大臣への届出を要する事項に係るものを除く。）

（意見の聴取）

第72条 地方運輸局長は、その権限に属する旅客運賃等の上限の認可に関する事案について調査を開始しようとするときは、当該事案の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第73条 法第65条第1項及び第2項の利害関係人（以下第75条までにおいて「利害関係人」という。）とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 鉄道事業における基本的な旅客運賃等の上限に関する認可の申請者
- 二 第1号の申請者と競争の関係にある者
- 三 利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

第74条 利害関係人は、法第65条第2項の規定により意見の聴取の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
  - 二 事案の件名及び公示があつたものについては、その番号
  - 三 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
  - 四 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項
- 2 前項の申請は、第72条の規定による公示をした事案にあつては、公示の日から10日以内に、これをしなければならない。

第75条 地方運輸局長は、法第65条第1項又は第2項の意見の聴取をしようとするときは、その10日前までに、利害関係人又は参考人（以下「被聴取者」という。）に対し、意見の聴取の日時及び場所並びに事案の内容を書面で通知するものとする。

- 2 意見の聴取は、非公開とする。ただし、地方運輸局長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 被聴取者が正当な理由がないのに出頭しなかつたとき又は被聴取者から意見の聴取を必要としない旨の書面による申出があつたときは、法第65条第2項の意見の聴取をしたものとみなす。

第75条の3 法第65条の2第2項の利害関係人とは、利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者をいう。

## ○国土交通省設置法(平成11年法律第100号)(抄)

第6条 本省に、次の審議会等を置く。

運輸審議会

(所掌事務等)

第15条 運輸審議会は、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)、軌道法(大正10年法律第76号)、都市鉄道等利便増進法(平成17年法律第41号)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)、道路運送法(昭和26年法律第183号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、海上運送法、内航海運業法(昭和27年法律第151号)、内航海運組合法(昭和32年法律第162号)、港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)、港湾法及び航空法(昭和27年法律第231号)の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。

2 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分についての行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てに対する決定等をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。

3 第1項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する決定等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分(以下「不利益処分」という。)を除く。)のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。

4 運輸審議会は、第1項に規定する事項に係る処分等及び第2項に規定する決定等に関し、職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

(組織)

第16条 運輸審議会は、委員6人をもって組織する。

2 委員のうち4人は、非常勤とする。

(会長)

第17条 運輸審議会に、会長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運輸審議会を代表する。

(委員の任命)

第18条 委員は、年齢35年以上の者で広い経験と高い識見を有する者の中から、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

(公聴会)

第23条 運輸審議会は、第15条第1項に規定する事項及び同条第2項の規定により付議された事項については、必要があると認めるときは、公聴会を開くことができ、又は国土交通大臣の指示若しくは運輸審議会の定める利害関係人の請求があったときは、公聴会を開かなければならない。

(調査等)

第24条 運輸審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。

一 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。

二 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を嘱託すること。

三 関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

(行政手続法の適用除外)

第25条 第15条第1項に規定する事項に係る不利益処分については、行政手続法第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第26条 この款に定めるもののほか、運輸審議会の組織、委員その他の職員その他運輸審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## ○運輸審議会令(平成12年政令第301号)(抄)

内閣は、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第26条の規定に基づき、この政令を制定する。

### (議決方法)

第3条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審議会は、国の関係行政機関の職員をその会議に出席させて必要な説明を求めることができる。

### (公聴会の主宰)

第5条 国土交通省設置法第23条の公聴会は、審議会が事案を指定して指名する国土交通省の職員が主宰する。ただし、事案が特に重要である場合において、審議会が公聴会を自ら主宰し、又は委員を指名して公聴会を主宰することを妨げない。

### (報告書の作成)

第6条 前条の規定により指名された委員又は国土交通省の職員は、公聴会の審理によって知ることができた事実を報告書として作成し、これを審議会に提出しなければならない。

### (報告書の提示)

第7条 審議会は、前条の報告書を国土交通省設置法第23条の利害関係人であつて公聴会において意見を述べた者（以下この条及び次条において単に「利害関係人」という。）に提示しなければならない。ただし、公聴会において、報告書の提示を必要としない旨の利害関係人の合意があつたときは、この限りでない。

### (雑則)

第10条 審議会の決定及び第六条の報告書は、国土交通省令の定めるところにより、公表しなければならない。

2 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

## ○運輸審議会一般規則(昭和27年運輸省令第8号)(抄)

運輸省設置法第18条の規定に基き、及び同法を実施するため、運輸審議会一般規則を次のように定める。

### (公聴会主義の原則)

第1条 運輸審議会は、事案に関し、できる限り公聴会を開き、公平且つ合理的な決定をしなければならない。

### (公示方法)

第4条 運輸審議会が公示する事項は、第22条及び第31条第1項の規定によるほか、これを運輸審議会の掲示板に掲示するものとする。

### (利害関係人)

第5条 国土交通省設置法(平成11年法律第100号。以下「法」という。)第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをした者(以下「事案の申請者」という。)
- 二 事案において、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分(以下「不利益処分」という。)の名あて人となるべき者
- 三 事案の申請者と競争の関係にある者
- 六 前各号に掲げる者のほか、運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

### (業務報告書)

第7条 運輸審議会は、その業務について、少なくとも半年ごとに業務報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### (職員の指名)

第7条の2 運輸審議会は、運輸審議会が事案を指定して指名する国土交通省の職員に、当該事案に係る事務(公聴会の主宰並びに運輸審議会令(平成12年政令第301号。以下「令」という。)第6条の規定による報告書(以下「審議報告書」という。)の作成及び提出に係るものを除く。)を処理させるものとする。

### (公聴会主宰職員及び事案処理職員の出席)

第9条 前条の司会者は、令第5条の規定に基づき指名を受けた職員(以下「公聴会主宰職員」という。)及び第7条の2の規定に基づき指名を受けた職員(以下「事案処理職員」という。)を会議に出席させて、事案につき、必要な説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

### (議事録)

第10条 会議の議事の概要は、議事録に記録しなければならない。

2 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 日時及び場所
- 二 開会及び閉会の時刻
- 三 出席した委員、専門委員、公聴会主宰職員及び事案処理職員の氏名
- 四 出席した関係官庁の職員の氏名及び職名
- 五 議題
- 六 審議の概要
- 七 決議事項

### (議事手続の細目)

第11条 この章に定めるものの外、会議の議事に関する手続の細目については、運輸審議会が定める。

### (軽微な事案)

第12条 運輸審議会が事案を軽微なものとする認定は、関係官庁の職員の説明を聴取してするものとする。

2 運輸審議会は、事案を軽微なものとして認定したときは、当該事案の申請書その他の書類にその旨を表示するものと

する。

第13条 国土交通大臣は、運輸審議会があらかじめ軽微な事案に関する認定基準を定めた場合において、その基準に該当する事案について処分をしたときは、文書をもってその旨を運輸審議会に通知するものとする。

(事案の諮問)

第14条 国土交通大臣が、運輸審議会に諮問しようとするときは、文書とするものとする。当該諮問事項を変更し、及び諮問を取り消そうとするときも同様とする。

(件名表)

第15条 運輸審議会は、国土交通大臣から諮問されたとき、及び法第15条第4項の規定による勧告をするため調査を開始しようとするときは、その事案の件名(事案の種類、事案の申請者又は不利益処分の名あて人となるべき者及び事案の内容をいう。以下同じ。)に番号を付し、これを運輸審議会件名表(以下「件名表」という。)に登載しなければならない。

第16条 国土交通大臣は、件名表に登載された事項並びに件名表が改定されたとき、及び件名表から件名が削除されたときはその旨を、すみやかに告示するとともに、事案が不利益処分に係るものであるときは、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 事案の件名

二 不利益処分の原因となる事実

2 前項の書面においては、当該事案について公聴会を開くことを申請することができることを教示しなければならない。

3 国土交通大臣は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、事案の件名並びに国土交通大臣が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を公示することによって行うことができる。この場合においては、公示の日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(公聴会開催の申請)

第17条 第5条に規定する者(以下「利害関係人」という。)は、件名表に登載された事案について公聴会を開くことを申請しようとするときは、不利益処分の名あて人となるべき者にあつては前条第1項の規定による通知のあつた日(同条第3項の規定により通知が到達したとみなされる日を含む。)から、それ以外の者にあつては同条第1項の規定による告示の日(件名表が改定されたことにより新たに利害関係人となった者については、その告示の日)から14日以内に、次に掲げる事項を記載した文書を運輸審議会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 事案の件名及びその番号

三 理由及び利害関係を説明する事項

第18条 事案の申請者が、当該事案について公聴会を開くことを希望する旨をその申請書又は不服申立書(以下「申請書等」という。)に記載したときは、前条の規定による公聴会の開催の申請があつたものとみなす。

2 国土交通大臣は、前項の申請書等を受理したときは、諮問書にその旨を記載しなければならない。

(書面審理)

第19条 運輸審議会は、法第23条の規定による国土交通大臣の指示又は利害関係人の請求がない場合において事案の性質上特に公聴会を開く必要がないと認めるものについては、公聴会を開かないで、当該事案の申請書等、関係官庁の提供する資料及び法第24条の規定により運輸審議会の得た資料によって事実の審理をすることができる。

2 前項の審理は、申請書等の内容を補足的に説明する文書又は当該事案に関する利害関係を説明し、及び意見を申述する文書の提出期限を運輸審議会が公示した場合においては、その日までに提出された当該文書の内容をしんじやくしてすることができる。

(審理の方式)

第20条 件名表に登載された事案の事実の審理は、次に掲げる方式によって行うものとする。

- 一 公聴会主宰職員の主宰する公聴会による審理
- 二 公聴会主宰職員の行う書面審理
- 三 運輸審議会自ら又は運輸審議会が指名した委員の行う公聴会による審理又は書面審理

(意見又は報告の聴取)

- 第21条 運輸審議会は、事実の審理に当たり、当該事案に関し補足的資料を得るため必要があると認めるときは、関係人又は参考人に対し、出頭を求めて、意見又は報告を聴取することができる。
- 2 運輸審議会は、前項の意見又は報告の聴取を、指名した委員、公聴会主宰職員又は事案処理職員に行わせることができる。
- 3 運輸審議会は、第1項の意見又は報告の聴取に関し、件名、概要、関係人又は参考人の氏名、住所及び職業又は職名並びに第10条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記録しておかなければならない。

(審理報告書の提示)

- 第22条 運輸審議会は、審理報告書の提出があつたときは、その旨を官報で公示する。

(審理報告書の公表)

- 第23条 令第10条第1項の規定による審理報告書の公表は、その写しを、運輸審議会及びその事案に関する事務を分掌する地方運輸局（運輸監理部を含む。）に備え付けてするものとする。

(答申書又は勧告書)

- 第27条 運輸審議会は、件名表に登載された事案につき、自由な心証により事実を判断して決定し、すみやかに答申書又は勧告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 第28条 答申書及び勧告書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 主文
- 二 理由

- 2 答申書及び勧告書には、少数意見その他必要と認める事項を附記することができる。

- 第29条 国土交通大臣は、答申書及び勧告書の内容を告示しなければならない。

(公聴会主宰職員の任務)

- 第30条 公聴会主宰職員は、事実の審理に関し、その職務を独立して行うものとする。
- 2 公聴会主宰職員は、その職務を公正且つ迅速に行わなければならない。
- 3 公聴会主宰職員は、議事を整理し、及び秩序の維持に努めなければならない。

(公示等)

- 第31条 運輸審議会は、公聴会を開こうとするときは、少なくとも公聴会開催の10日前に、事案の件名、日時、場所、主宰者及び第33条の規定による文書等の閲覧場所並びに公述申込書及び公述書を提出すべき場所、期限及び部数を、官報で公示するとともに、事案が不利益処分に係るものであるときは、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して書面により通知しなければならない。

(主宰者)

- 第32条 公聴会は、原則として一人の公聴会主宰職員が主宰するものとする。
- 2 運輸審議会は、事案について特別の利害関係を有する者については、公聴会主宰職員に指名してはならない。

(文書等の閲覧)

- 第33条 公聴会において公述しようとする者は、公聴会開催前に、当該事案の申請書その他の書類並びに第35条及び第36条第3項に規定する文書及び証拠資料を、運輸審議会が公示する場所において閲覧することができる。

(公聴会開催手続の特例)

- 第40条 運輸審議会は、件名表に登載された事案のうち、法令の規定により処分に期限のあるもの又は公益上特にすみやかに決定する必要があると認めるものについては、第31条第1項の規定にかかわらず、事案の件名、日時、

場所及び主宰者並びに公述申込書及び公述書を提出すべき場所及び部数を、知れたる利害関係人に通知するとともに適当な方法で公示することにより、公聴会を開くことができる。

2 前項の公聴会において公述しようとする者は、公聴会開催の時までに、公述申込書及び公述書を運輸審議会に提出しなければならない。

(審理方法)

第41条 公聴会主宰職員は、必要があると認めるときは、類似の事案若しくは関連のある事案を併合し、又は事案の一部を分離して事実の審理を行うことができる。

(資料の公開)

第50条 公聴会主宰職員は、公聴会の開催までに法第24条第1項第1号及び第2号の規定による調査等によって得た資料を、公聴会において公開するものとする。

(審理報告書の提出)

第55条 公聴会主宰職員は、公聴会終了後10日以内に、審理報告書を運輸審議会に提出しなければならない。

2 運輸審議会が、やむを得ない事由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

(記載事項)

第56条 公聴会主宰職員は、その作成する審理報告書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事案の件名及びその番号
- 二 公聴会の日時及び場所
- 三 公聴会主宰職員の氏名
- 四 公述人の氏名及び職業又は職名
- 五 事実及び争点
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の事実及び争点の記載は、公聴会における公述及び証拠に基き要領を摘示してするものとする。

## 鉄軌道業の情報提供ガイドライン(新ガイドライン)について

### I. 事業者の財務等に関する情報提供

鉄軌道事業者は、次の項目により、定期的又は随時に情報公開を行うこととし、公開資料の構成及び具体的内容は各事業者毎に創意工夫して行うものとする。

1. 事業計画の概要
2. 決算の内容
3. 前年度決算との比較・分析
4. 設備投資実績・計画(前年度までの実績、当年度計画)
5. 経営合理化の状況
6. 環境、技術開発への取組状況

### II. 運賃に係る情報提供

#### 1. 目的

鉄道運賃に対する国民の関心が高まる中、運賃改定における透明性の向上や利用者等の監視による効率化の促進を図るため、運賃改定時はもとより、運賃改定時以外にも必要な情報を提供する等、運賃に係る情報の公開を促進する。

#### 2. 鉄軌道事業者において情報提供するもの

次の項目により情報公開を行うこととし、公開資料の構成及び具体的内容は上記目的の趣旨に鑑み、各事業者毎に創意工夫して行うものとする。

##### (1) 運賃改定時に情報提供するもの

1. 申請の内容(申請理由、申請の概要、改定率・増収率一覧、申請・現行運賃比較表)
2. 鉄軌道部門収支の実績及び推定(実績年度及び平年度の鉄軌道部門収支)
3. 運賃・料金収入内訳
4. 需要見通し(平年度の需要見通し)

5. 設備投資実績・計画
  - ・設備投資実績と計画(過去3ヶ年度～平年度)
  - ・主要プロジェクトの内容(目的、効果、施行区間、工事費、完成予定)
6. これまでの経営合理化の状況及び今後の取り組み
7. 運賃・料金の多様化の内容(新たな制度の創設、営業割引の内容等(既設分の紹介を含む))
8. 利用者サービスの向上策(上記 5. 7.の項目との重複も可)
9. 情報へのアクセスについての情報(運賃・料金に関する問合せ先)

## (2)随時に情報提供するもの

運賃・料金の多様化の内容(運賃・料金のメニュー一覧、新設の営業割引の状況(既設分を含む)等)

## 3. 国土交通省において情報提供するもの

### (1)運賃改定時に情報提供するもの

1. 運賃認可の内容に沿って事業者の情報内容を補完するもの(改定の経緯、査定概要、鉄軌道部門査定収支、改定率・増収率一覧、定期運賃割引率、申請・現行・改定運賃比較表、経営合理化目標の内容、利用者サービス向上策、答申の概要)
2. 収入原価算定要領

### (2)定期的に情報提供するもの

新ヤードスティック方式に係る基準単価算出のための回帰式、基礎データ、基準単価、施設量、基準コスト合計額、実績コスト合計額

## III. 安全、サービスに関する情報提供

### 1. 目的

需給調整規制の廃止をはじめとする規制緩和が進む中で、規制緩和の実効性を確保し、利用しやすく高質な鉄道ネットワークシステムの構築を可能とするために、利

用者の自由かつ的確なサービス選択の確保に資する情報を提供する等情報の公開を促進する。

## 2. 鉄軌道事業者において情報提供するもの

次の項目により情報公開を行うこととし、公開資料の構成及び具体的内容は、各事業者毎に創意工夫して行うものとする。

### (1) 随時情報提供するもの

1. サービスに関する基本的な情報(ダイヤ、遅延等の情報、空席情報、運送約款)
2. サービスの水準
  - ・ 輸送頻度、混雑率、所要時間
  - ・ 乗継ぎ利便性(相互直通運転、共通乗車券等に関すること)
  - ・ 駅施設に関する情報(構内地理案内、乗換に要する時間、駐車場)
  - ・ 駐輪場の有無、トイレの有無、バリアフリー化施設の整備状況 等)
  - ・ 車両設備に関する情報(車両の種別、主要な設備の状況、バリアフリー化設備の整備状況 等)
3. 安全に関する情報(個別の事故対策 等)
4. その他利用者サービスの向上策(上記Ⅱ(2)の項目との重複も可)
5. 情報へのアクセスについての情報(運賃・料金、列車時刻等に関する問合せ先)

### (2) 定期的に情報提供するもの

1. 安全への取組状況(安全対策、事故件数 等)
2. 利用者意見及びその対応(利用者から寄せられた質問、要望及びそれに対する回答、改善内容の紹介)

## 3. 国土交通省において情報提供するもの

以下の項目について定期的に又は随時に情報提供する。

1. 輸送実績(輸送人員、輸送人キロ、旅客収入 等)
2. サービスの水準

- ・信頼性比較(事故発生率比較、主要路線別の混雑率比較 等)
  - ・駅のバリアフリー化施設の整備状況比較(段差の解消状況、エレベーター・エスカレーター整備状況、視覚障害者誘導用ブロック敷設状況、身体障害者対応型トイレ導入状況等の主な事業者別の駅数比較)
  - ・車両のバリアフリー化設備の整備状況比較(車いすスペース、車いす対応型トイレ、車両間転落防止設備導入状況等の主な事業者別の編成数比較)
  - ・情報公開の実施状況
3. 安全に関する情報(種類別運転事故件数の推移、個別の事故の安全対策等)

#### IV. 情報提供の方法

より多くの利用者がニーズに合致した情報を享受できるよう、各情報提供手段の特徴に留意しつつ、情報の内容に応じた適切な媒体を通じて積極的な情報提供を行う。

また、複数の鉄軌道事業者に係る情報については、関係する鉄軌道事業者の相互の連携により提供の方法の共通化を図り、適切な情報提供を行うよう配慮する。

##### (1) 鉄道事業者

パンフレット・駅構内掲示・車内吊り・広報誌による情報提供、テレビ・新聞等マスメディアでの発表、インターネットによる情報発信、利用者窓口の設置、事業者団体の広報活動を通じた情報提供

##### (2) 国土交通省

国土交通省及び地方運輸局における閲覧、テレビ・新聞等マスメディアでの発表、インターネットによる情報発信

## 鉄道運賃の決まり方（「消費者庁HP」から抜粋）

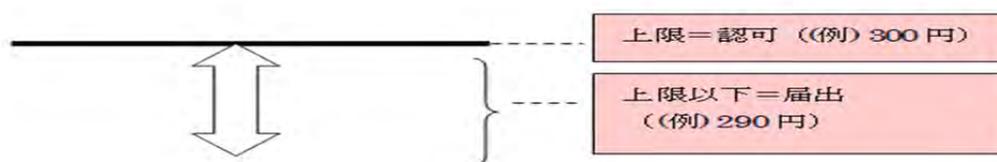
鉄道の運賃は、これ以上高くしてはならないという上限額を認可する仕組みで、これを**上限認可制**といいます。認可された上限額の範囲内であれば、事業者が**届出**だけで運賃を機動的に設定することができます。

例えば、JR線との競合路線である京浜急行の品川～横浜間の運賃は300円で上限額が認可されていますが、実際の運賃である290円は届出によって設定されたものです<sup>1</sup>。また、東海道新幹線の品川駅が開業したときに、のぞみ号の特急料金が値下げされて自由席も登場しましたが、これら新幹線特急料金の値下げも届出によって設定されています。このように、他社と競合する区間などで適用する実際の運賃や料金について、上限額を下回る設定をしている例が見られます。

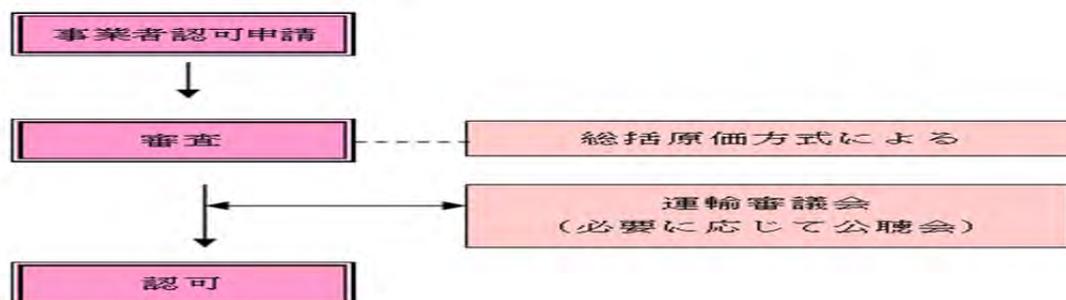
上限額の認可申請や上限額の範囲内での届出は、鉄道事業者から国土交通大臣に対して行います。認可申請がなされると、国土交通省では運賃改定の適否を判定するための審査が行われます。その後、運輸審議会への諮問、答申を経て認可となります。

上限額の水準は、基本的には、鉄道事業の経営に必要な営業費などの費用を合計し、それに適正な利潤を加えたもの、すなわち総括原価に見合うように決められます。これを**総括原価方式**といいます。さて、この費用の部分ですが、上限額の値上げを申請した鉄道事業者のみの費用をもとに計算したのでは、もし非効率な部分があるとその部分まで運賃に転嫁されてしまうこととなります。そこで、これを避けるため、JR6社、大手民鉄、地下鉄事業者<sup>2</sup>については、同じグループに属する事業者同士で効率化へ向けた競争を行わせる**ヤードスティック方式**<sup>3</sup>が導入されています。

### 上限認可制



### 運賃改定手続きの概要（上限運賃(認可)の場合）



1. ただし、上限額の範囲内での届出について、特定旅客への不当な差別や他の事業者との不当な競争のおそれがある場合、国土交通大臣は変更命令を出すことができる。
2. 「東京メトロ、札幌市、仙台市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市」の10事業者
3. 「[ヤードスティック査定（鉄道）](#)」を参照。

## 参考 ヤードスティック査定

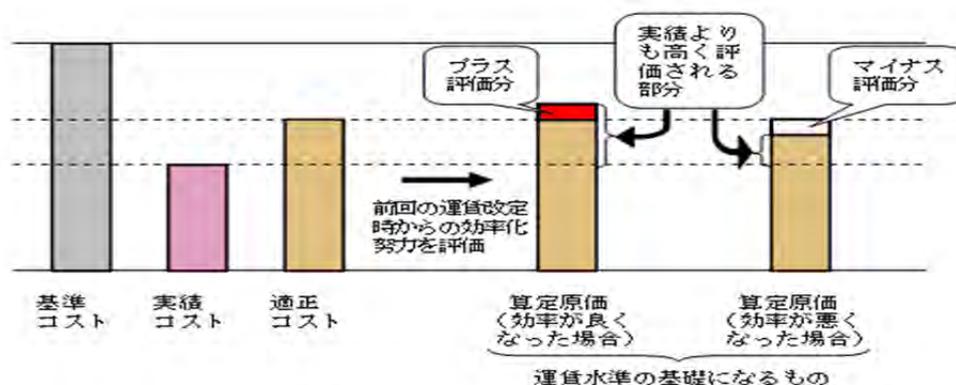
鉄道の運賃は上限認可制で、上限額の水準が**総括原価方式**によって決まり、その費用の計算の際、JR6 社、大手民鉄、地下鉄事業者については、**ヤードスティック方式**により、事業者間の間接的な競争が促される仕組みとなっています。

具体的には、JR6 社、大手民鉄、地下鉄のグループごとに、費用のうち人件費、経費に係る 5 つの費目に分け、それぞれの費目についてグループにおける単位規模あたりの基準となる値を算出します。それをもとに各事業者の基準となる費用（**基準コスト**）を決定し、基準コストと実際にかかる費用（**実績コスト**）とを比較し、基準コストが実績コストを上回る場合にはその中間の値を、実績コストが基準コストを上回る場合には基準コストの値を**適正コスト**とします。さらに、前回の運賃改定の際から各事業者が進めた効率化努力の半分を適正コストに加味（前回と比べて効率化努力が足りない場合はその足りない分の半分を適正コストから除きます）して、運賃水準の基礎となる算定原価が決まります。仮に、ある事業者が運賃改定をしようとする場合には、この算定原価に基づいて認可申請を行うことになります。

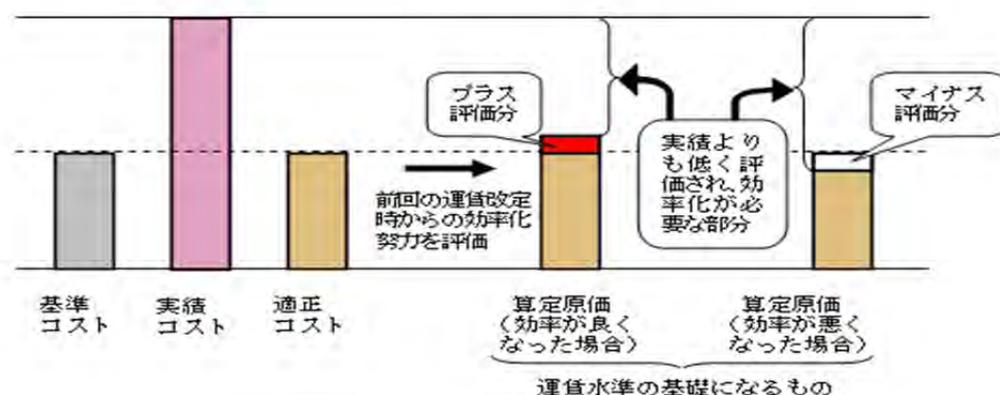
基準コストが実績コストを上回った場合に、これらの中間値を適正コストとするのは、経営効率化を実現した事業者に対してその成果の一部を還元することにより、事業者の経営効率化に対する意欲を引き出すためです。また、前回からの効率化努力の半分を適正コストに加除するのは、効率化努力を過去と比較して評価することで、効率化に対する意欲をさらに高めるためなのです。

なお、基準コストは国土交通省で毎年定められ、公表されています。

### ヤードスティック方式（グループ内での効率が良い鉄道事業者の場合）



### ヤードスティック方式（グループ内での効率が悪い鉄道事業者の場合）



## 加算運賃が設定されている鉄道区間の現状

## ■2007年当時に加算運賃が設定されていた20鉄道区間

(出典：2007年11月18日付毎日新聞記事『建設費回収・・・まだ?』)

## ■加算運賃の現状

(各社WEBの掲載内容を事務局にて抜粋)

鉄道会社名	区間	加算額(運賃)	開始年	廃止年	現状(A:当初計画設備投資額、B:その他(支払利息・線路使用料等)、C:累積加算運賃収受額、いずれも2010年度末現在)
JR北海道	千歳線 南千歳—新千歳空港	140円	1992年	—	A:173億円、B:143億円、C:197億円
京成	東成田線 京成成田—東成田	70円	1978年	—	A:424億円、B:303億円、C:60億円
	空港線 京成成田—成田空港	140円	1991年	—	A:118億円、B:287億円、C:242億円
京急	空港線 天空橋—羽田空港	170円	1998年	—	A:約700億円、B:約260億円、C:約420億円
京王	相模原線 京王多摩川—橋本	10～80円	1979年	—	A+B:856億円、C:485億円
相鉄	いずみ野線 二俣川—いずみ中央	20～40円	1976年	—	いずみ野線全体で現状につき掲載 総事業費1,103億円(A:748億円、B:355億円)、C:110億円
	いずみ野線 いずみ中央—湘南台	30円	1999年	—	
名鉄	知多新線 富貴—内海	20～70円	1976年	—	A:93億円、B:104億円、C:28億円
	豊田線 赤池—梅坪	20～60円	1979年	—	A:295億円、B:277億円、C:186億円
	空港線 常滑—中部国際空港	30～80円	2005年	—	A:259億円、B:87億円、C:32億円
	羽島線 新羽島—江吉良	30円	1982年	—	A:31億円、B:26億円、C:4億円
近鉄	鳥羽線 宇治山田—鳥羽	10～30円	1970年	—	A:65億円、B:58億円、C:41億円
	けいはんな線 長田—生駒	40～130円	1986年	—	A:1,120億円、B:749億円、C:290億円
	けいはんな線 生駒—学研奈良登美ヶ丘	40～130円	2006年	—	A:468億円、B:90億円、C:15億円
京阪	鴨東線 三条—出町柳	60円	1989年	—	A:460億円、B:294億円、C:166億円
南海	空港線 泉佐野—関西空港	120～220円	1994年	—	A:507億円、B:601億円、C:206億円
JR西日本	関西空港線 日根野—関西空港	150～210円	1994年	—	A:682億円、B:460億円、C:225億円
大阪府都市開発	泉北高速線 光明池—和泉中央	20円	1995年	—	A+B:185億円、C:16億円
JR四国	本四備讃線 宇多津—児島	100円	1996年	—	A+B:312億円、C:87億円
JR九州	宮崎空港線 田吉—宮崎空港	120円	1996年	—	A:11.6億円、B:14.6億円、C:9億円

(参考)

加算運賃に関する国会での議論（議事録より抜粋）

昭和六十二年十二月二十二日（火曜日） 午前十時四十分開議

出席委員

委員長	村山 喜一君		
理事	青木 正久君	理事	伊吹 文明君
理事	川崎 二郎君	理事	高橋 一飯君
理事	牧野 隆守君	理事	伏屋 修治君
理事	塚田 延充君		
	片岡 武司君		金子原二郎君
	鴻池 祥肇君		穂積 良行君
	堀之内久男君		谷津 義男君
	奥野 一雄君		草川 昭三君
	森田 景一君		北橋 健治君
	岩佐 恵美君		

出席国務大臣

国 務 大 臣（経済企画庁長官）

中尾 栄一君

委員外の出席者

公正取引委員会事務局審査部長  
警察庁刑事局保安部生活経済課長  
経済企画庁調整局長  
経済企画庁調整局審議官  
経済企画庁国民生活局長  
経済企画庁物価局長  
法務省刑事局刑事課長  
厚生省生活衛生局食品化学課長  
農林水産省経済局農業協同組合課長  
資源エネルギー庁石油部石油企画官  
資源エネルギー庁石油部流通課長  
資源エネルギー庁公益事業部業務課長  
資源エネルギー庁公益事業部技術課長  
資源エネルギー庁公益事業部ガス事業課長  
運輸省地域交通局鉄道業務課長

植木 邦之君  
泉 幸伸君  
横溝 雅夫君  
長瀬 要石君  
海野 恒男君  
富金原俊二君  
石川 達紘君  
内山 壽紀君  
鳶田 道夫君  
井上 孝君  
鴫田 勝彦君  
清川 佑二君  
並木 徹君  
井出 亜夫君  
岩田 貞男君

運輸省地域交通局陸上技術安全部保安・車両課長 中田 栄一君  
運輸省航空局監理部航空事業課長 圓藤 壽穂君  
特別委員会第二調査室長 岩田 脩君

十二月十一日

一、物価問題等に関する件  
の閉会中審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
物価問題等に関する件

—————◇—————

—略—

○岩佐委員

次に、特別加算運賃制度について伺いたいと思います。各社の皆さんにいろいろ伺っているのですけれども、個別の事情はあるようですが、おおむね十年ぐらいで解消していきたい、このようなことを伺っているわけですが、その点いかがでしょうか。

○岩田説明員

お尋ねの件でございますけれども、確かに先生おっしゃったように原則は一社一運賃であります。初め新線ができて資本費が非常にかさむという場合には、利用者、受益者との負担の均衡を図る観点からそういう加算運賃制度を採用しております。確かに順次その資本費というものは軽減されて一般化されるものですから、一般と同じような、普通の違う区間の資本費と同じようになるものですから、そういうことで十年を一つの目途としてそういう加算運賃については順次逡減させていこうというような方針でおります。その理由としましては、利用者もだんだんふえてくるということで資本費の負担が少なくなってくる、一般化していく、それから利用者もふえる、そういうことで考えております。

○岩佐委員

東急、京浜急行、小田急各社はもうそろそろ見直しをしようというようなお話があったわけではありますが、ちょっと個別の問題について伺いたいと思います。京王相模原線、小田急多摩線、これの特別加算運賃なんですが、京王相模原線は京王多摩川から多摩センター間十一・五キロ、四十九年から使用開始、それから小田急多摩線は新百合ヶ丘から小田急多摩センター間九・一キロ、これも四十九年から開始であります。いずれも十年以上たっているわけでありまして。利用人員を見てみると、京王多摩センター駅四万五千五百五十九

人、小田急多摩センター駅一万五千二百六十人、この十年間でそれぞれ十倍ぐらい伸びている。そして、利用客としては京王の方が小田急の三倍になっている。ところが、こういう加算運賃についてどうなのかというと、小田急は一部是正したい、京王の方は全く下げの気はない。各社の特別加算運賃線区についての原価、収支が全く明らかにされないままで、何の根拠もなく、いやできません、いつどうなのか、期限もわかりません、これでは利用者は本当に理解に苦しむし、また怒りをぶつけてくるわけでありませう。先ほど言われたように一社一律運賃制度の建前をとってこういうものは解消しなければいけないということなので、こういう点についてはきちんと是正をするという指導を強めるべきだというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。時間がないので簡単にお願ひします。

○岩田説明員

機会を見まして合理的な範囲内で今の御趣旨を踏まえていきたいと思っています。

以下略

## 運輸審議会半年報（平成22年7月～12月）（抜粋）

### V 軽微認定事案

#### ○鉄道の特急料金の上限定額認可

認定月日	申請者	事案の内容
9月21日	東日本旅客鉄道株式会社	東北新幹線（八戸・新青森間）の開業に伴う鉄道の特急料金の上限定額
11月25日	東日本旅客鉄道株式会社	東北新幹線「はやぶさ」号の開業に伴う鉄道の特急料金の上限定額
12月21日	九州旅客鉄道株式会社	九州新幹線（博多・新八代間）の開業に伴う鉄道の特急料金の上限定額

平成22年9月21日  
運輸審議会審理室

運輸審議会発表案件

東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の特別急行料金の上限設定  
認可申請（東北新幹線）事案に関する軽微認定について

事案の種類	申請者
鉄道の特別急行料金の上限設定認可	東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の特別急行料金の上限設定認可申請事案について、運輸審議会一般規則第12条の規定に基づき、運輸審議会は所管局から説明を聴取し検討を行った結果、本日、軽微な事案（国土交通省設置法第15条第3項に規定する「運輸審議会が軽微なものと認めるもの」）と認定しましたので、お知らせします。

[連絡先]

運輸審議会審理室 小室、石原  
（代表）03（5253）8111（内線）53515  
（直通）03（5253）8810

平成23年12月22日  
運輸審議会審理室

運輸審議会発表案件

沖縄都市モノレール株式会社からの軌道事業の特許申請事案に関する国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案としての認定について

事案の種類	申請者
軌道事業の特許	沖縄都市モノレール株式会社

沖縄都市モノレール株式会社からの沖縄県那覇市首里汀良町～沖縄県浦添市前田間（約4.1km）に係る軌道事業の特許申請事案について、運輸審議会一般規則第12条の規定に基づき、運輸審議会は所管局から事案の概要、収支の見通し、関係機関との調整状況等について幅広く説明を聴取し検討を行いました。

その結果、当該軌道事業には軌道法上問題となる点は認められないこと、利害関係人の異議申し立てがなされ又は予想されるような案件ではないことが確認されました。

これにより、本日、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定しましたので、お知らせします。

なお、運輸審議会での審議概要についてはHPで公表しております。

[連絡先] 運輸審議会審理室 杉山、本間 (代表) 03(5253)8111(内線)53515
---

